

上伊那圏域に「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します

上伊那圏域において陽性者の確認が相次いでおり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められることから、同圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

1 感染の状況等

上伊那圏域については、感染警戒レベル3として「新型コロナウイルス警報」を発出し、対策を強化しているところですが、直近1週間(6月16日~22日)の新規陽性者数は19人、人口10万人当たりでは10.56人となっており、その前週の2人、人口10万人当たり1.11人から急増しています。

この状況は、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当しています。また、複数の感染経路不明な事例や同一職場内での感染が疑われる事例などリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、上伊那圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

2 県民及び事業者の皆様等へのお願い

上伊那圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、これまでの「感染拡大防止のお願い」に加え、県の対策強化(別紙)にご協力をお願いします。

また、重症化予防と感染拡大防止のためには、早期受診が重要です。毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等の風邪症状があるなど体調が悪いときは外出せず、速やかにかかりつけ医等に相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」

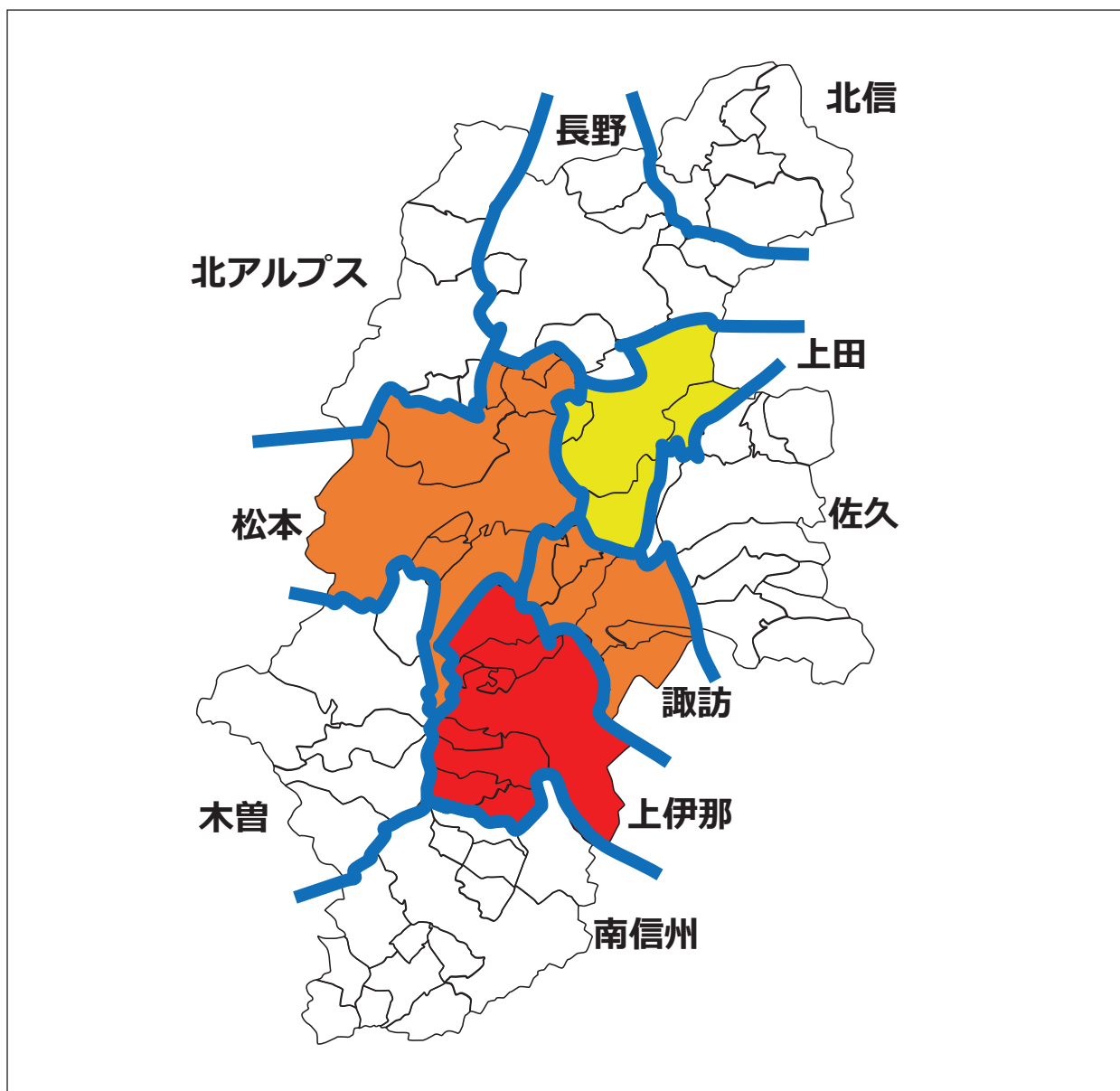


新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

10 圏域の感染警戒レベル (R3. 6. 23 現在)

感染警戒レベル4の圏域	1 圏域	上伊那圏域
感染警戒レベル3の圏域	2 圏域	諏訪圏域、松本圏域
感染警戒レベル2の圏域	1 圏域	上田圏域
感染警戒レベル1の圏域	6 圏域	佐久圏域、南信州圏域、木曾圏域、北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域



上伊那圏域における県の対策強化について

上伊那圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上伊那圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いいたします。

(特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)に基づき実施するものです。)

(県民の皆様への協力要請)

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(事業者の皆様への協力要請)

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ④ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底を働きかけます
(積極的な検査等の実施)
- ⑤ さらに積極的な検査とクラスター対策を実施します
- ⑥ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します (特措法第24条第9項)
会食については、信州版「“新たな会食”のすゝめ」の遵守をお願いしているところですが、上伊那圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いいたします。
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第24条第9項)
上伊那圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。
- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します (特措法第24条第9項)
上伊那圏域の事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。
- ④ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底を働きかけます
職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底するよう働きかけを行います。
また、特に休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされており、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう、さらに、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう、事業者を重ねて働きかけを行います。

⑤ **さらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します**

疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例が生じた場合は従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣します。

⑥ **高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します**

重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の設置者が従業員等を対象として自主的に行う検査を支援します。